

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年3月24日（月）15時05分～15時50分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第2共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授

<諮問会議議員>

議員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社シニア・フェロー
----	-------	---

<自治体等>

設楽 将義	日本ビューティー創生本部 代表理事
-------	-------------------

<関係省庁>

諏訪 克之	厚生労働省	健康・生活衛生局生活衛生課	課長
中川 良昭	厚生労働省	健康・生活衛生局生活衛生課	課長補佐
岡 康平	厚生労働省	健康・生活衛生局生活衛生課	係長

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
元木 要	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案
 - 3 閉会
-

○水野参事官 それでは、お時間になりましたので、本日の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始させていただきます。

本日の議題ですが、「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特定案」で、厚生労働省様にはオンラインにて、日本ビューティー創生本部様には会場に御出席いただいております。

本日の資料ですが、厚生労働省様、日本ビューティー創生本部様から、御提出いただいております。公開予定でございます。

本日の議事につきましても、公開予定でございます。

進め方ですが、まず、資料の説明を厚生労働省様から5分程度で行っていただきます。その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを行いたいと思います。

関係者の皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、厚生労働省から、御説明をお願いいたします。

○諏訪課長 厚生労働省の生活衛生課長でございます。

それでは、早速、御説明させていただきます。

1ページをお開きください。こちらには、今回の特区提案内容の概要とこれに関連いたしまして昨年6月に諮問会議でいただきました取りまとめにつきまして、記載させていただいております。

2ページをお開きください。厚生労働省におきましては、昨年6月、関係の審議会に理容師・美容師専門委員会を立ち上げました。こちらのページの3. にございますように、理容師・美容師制度の在り方について審議するという場です。4. のスケジュールのところがございますように、これまでに4回開催しております。特に9月の第2回目以降につきましては、特区提案等を踏まえまして、理容師・美容師の養成課程の在り方を重点テーマとして御議論いただいていたところですが、日本ビューティー創生本部さんを始め、ヒアリングも含めまして、開催いたしまして、前回、第4回でこれまでの論点整理を行ったところですが、春を目途に、第5回ということで、養成課程の在り方についての当面の方針の取りまとめをいただく予定です。

3枚目以降で、専門委員会での議論の経緯です。まず、日本ビューティー創生本部さんに第2回に参加いただきました際には、提案内容の中の案2で、これまでに御提示いただいた内容について専門委員会の場においても議論いただきたいということで、御説明いただいたところですが。

4ページをお開きください。参考といたしまして、現行の理容師の養成カリキュラムを御説明させていただきます。左側の図を御覧いただきますと、2年間通って、全体として2,010時間履修していただくことになっております。その中で、時間数的に、枠で囲ってご

ざいますように、実習の時間として900時間、また、その下の選択科目は、国から通知でも設定する科目の例はお示ししておりますが、最終的には各養成施設で自由に科目が設定できるものですが、こちらに600時間の時間が割り振られております。この中で、下の※のところで書いてございますように、理容実習の中では、年間で60時間、2年間で120時間、実務実習ということでサロンでの実習ができることになっておりますし、また、一番下の※で、選択科目の中でも、科目の区分ごとに、科目の中での5分の1以内であれば、校外実習、サロン等に出かけての校外での学習が可能なカリキュラムでございます。

1 ページ飛んで、6 ページを見ていただければと思います。専門委員会での関連の御議論をいくつか取り上げさせていただいております。実務実習につきましては、一つ目のポツにございますように、実務実習は現場を知る大変貴重な経験ができる、また、理想と現実のギャップ解消に資するという観点に非常に意義があるという御意見が出たところです。また、三つ目でございますが、一方で、養成施設で公衆衛生など座学での学びと連動する形で基礎技術を学んでいくことが衛生的かつ高度な技術の習得につながる、簡単に実務実習を増やせばよいというものではないのではないかという御意見もございました。他方で、四つ目の点は、日本ビューティー創生本部さんから、実務実習の時間について養成施設での裁量を持たせてもよいのではという御意見もいただいたところです。下のほうの選択科目につきましては、一つ目のポツにございます、養成施設において特色ある教育を行うことができるようにこちらの内容を充実させていくべきではないか等の御意見が出てきたところでございます。

次の7ページをお願いします。第4回での専門委員会におきましては、それまでの議論を全体として整理させていただいたところです。冒頭の三つのポツを書いてございますけれども、全体の課題感を整理する中で、特に二つ目のポツにございますように、今後、生産年齢人口が急速に減少する中で様々な産業で人材確保が重要になってまいりますので、理容・美容業も将来にわたって魅力的な職業であるようにすることが重要だということ、三つ目のポツにございますように、そうした観点で養成制度の検討を行うに当たりましては、今後、少子化も進展する中で、近年の離職される方の動向にもしっかりと留意しながら人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことが重要という形で整理をいたしました。その上で、一番下に横断的な検討の視点ということでいくつか掲げさせていただいておりますが、今回の議論の関連といたしましては、①消費者ニーズの高度化・多様化に対応した養成カリキュラムの推進、できるだけ幅広い理容・美容サービスの学習機会を確保すること、②施設での教育からサロンへの就業への円滑な移行の推進ということで、ミスマッチでの離職防止・人材定着の推進をテーマとして掲げたところです。

次に、1 ページ飛んで、9 ページをお願いいたします。先ほどの総論的な検討の視点を踏まえまして、実習の今後の在り方につきまして、検討の方向性ということで、主にカリキュラムの在り方に関連する形で、2点、提案させていただいたところです。真ん中ほどにございます【選択科目（専門教育科目）】という欄につきましては、養成施設で特色あ

る教育をしていただくことの一環といたしまして、現場で求められる技術等を重点的に学ぶ機会を提供する科目の設定を各養成施設の判断で弾力的に行うことができるようにしてはどうかという提案をさせていただいております。具体的には、真ん中に表がございますように、現行の考え方といたしましては、それぞれの科目ごとに5分の1の時間帯であれば校外実習に振り向けることは可能という形にしているわけですが、今後、右側でございますように、専門教育科目群、こちらは技術をさらに磨いていくという理容技術の関連の科目群でございますが、こちらの全体の中で5分の1の時間帯を振り向けられるようにしてはどうかという形で、より裁量の余地を増やすということです。科目単位で見ればより多くの時間を校外実習に振り向けることも施設の判断で可能にするということを提示させていただいたところですが、一番下の【必修科目（実務実習）】の考え方についてです。1点目のポツで、実務実習については、養成課程の中での骨格となる必修科目の一部であることから一定の慎重な検討が必要であろうということではございましたが、その中で、今後、養成施設の判断で地域のサロンとの連携体制をしっかりと取れるのであれば、実践的能力の習得に向けて、より効果的な教育のための工夫の一環として、現行の上限時間よりも多くの時間の実務実習を行うことを可能にするという選択肢があり得るのではないかと、提示させていただきました。その上で、この点につきましては、下のポツにございますように、必修科目の中でこうした上限時間の拡充を行うことになりますと、受入先のサロンとの関係で生徒さんの習得内容に違いが出る、教育内容にばらつきが出るのではという懸念も言われているところです。そうした懸念を軽減する観点からも、実務実習の質の確保に向けた環境整備の方策も併せてしっかりと議論する必要があるのではないかと、併せてこうしたことも検討するという条件の下での拡充の案を提示させていただいたところですが、これにつきまして、一番下の矢印にございますように、前回の専門委員会では、基本的にはこうした検討の方向性案については御了解をいただいたところですので、今後、第5回に向けまして、当面の方針案という形で資料を作成の上、取りまとめをいただく予定になっているところです。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明いただきまして、どうもありがとうございます。

また、これまでの議論も含めて、進めていただいたところもあったように思っております。

私からお伺いしたい点は、まず、専門教育科目についてです。5分の1となっている部分については、どういった理由で5分の1になっているかをお伺いできればと思います。完全にでっち奉公みたいになってしまうという元々の制度の問題があったと思うので、そう

いった弊害に対する限定として、一定程度、制限をかけること自体はあるのだろうと思いますが、5分の1の設定の考え方については、しっかりと伺って理解したいと思いました。

また、実際に実習に行った先で掃除や雑用をしてしまうことになっては、あまり実質的な意味が果たせない、技能の向上につなげられないことになると思います。どのような形で、こういった実質的な実習を確保していかれるかをお伺いしたいと思いました。

○中川座長 厚生労働省様、お願いします。

○諏訪課長 今落合委員から御質問いただきました、1点目の選択科目におけます5分の1要件でございます。まさに先ほど委員からも御指摘をいただきましたとおり、今、現行の制度につきましては、従前の実地習練という制度を改めて、2年間、基本的には学校の中で基礎的なものを網羅的に習得するという思想の下で設計されているものでございます。そうした観点で、必修科目の中で先ほど申し上げた外に出て学ぶ機会について時間数の制限をかけているものと同じように、基本的には、選択科目につきましても、主たる部分は学校の中で学ぶことにしつつ、一部、そうした外部の専門的な現在の理容技術等の動きについて学ぶ機会も付け加えることができるという意味で、5分の1が設定されているものと理解しております。

また、今後の外に出ての実習についてしっかりと意義のあるものにしていく必要があるのでは、それに向けた対応ということでの御指摘を賜りました。この点については、まさに私どもとしても問題意識としてそのように思っているところでございまして、まずは、サロンで受け入れるに当たりましても、しっかりとそうした制度の位置付けを御理解いただけるように、こういった趣旨・目的のものなのかということをしつかりと周知させていただきたいと考えております。その上で、教育効果を上げていく上で、関係者の間で、どのように進めていくべきなのか、例えば、ガイドライン的なものをお示しし、もう少し掘って立つような標準的な姿をお示ししていく中で、これぐらいの習得状況にある生徒さんであれば、こういった技術をやっていただくことができるようにということで、生徒さんの習熟状況や段階に応じて、実際の実習の中でやっていただける技術の内容についてもしっかりと整理する、学校とサロンの間での教育に向けての取組がしっかりと同じ考え方の中でできるように、指針的なものを国からももう少しお示ししていくことが考えられるのではないかと、現時点では、想定しているところです。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

後者については、そういったガイダンスを整備していただくとということで、分かりました。

一方で、前者の5分の1の点については、考え方の方向性自体はそういうものなのかなと思いますものの、理論的にか、必ず5分の1にしないといけないという理由が導かれるほどの強い材料があるのかどうかと思いました。

改めて、実務実習でも900時間くらい理容実習がありますが、この上限時間を年間60時間

としている、2年間120時間といった辺りの根拠はどのようにお考えでしょうか。

○諏訪課長 今ほど御指摘いただきました年間60時間についても、9ページの資料の下のほう、必修科目、1ポツの参考のところにも書いておりますけれども、2年間、全体の900時間の中で見た場合、約1割程度の時間帯ということです。先ほど申し上げたとおり、学ぶべき技術は基本的には全て学校で学んでいただきたいという思想の中で、それに加えて様々な現場を知る機会としての時間設定ということですので、この1割程度が基本的な考え方なのだろうと、私どもとしては、想定しているところです。

○落合座長代理 ありがとうございます。

改めて、今の点も、制限がかかること自体は分かるところがあるものの、先ほどの2割と同じで、1割が必須なのもあります。資料の中でいうと6ページで専門委員会での議論なども御報告いただきましたが、実務実習の中で現場を知る貴重な経験としての意義がある、60時間を超える場合について校外実習でも対応できることがあります。一方で、実務実習と校外学習との区別といった、現場での話は意味がありそうだという議論があるものの、この校外学習と実務実習がさらに分かれていまして、このあたりがやや分かりにくいと思うところがあります。現場で学ぶことの必要性自体は、指摘の中でも見てとれるところがあるものの、さらにその仕組みが二つ二つあるようにも思っています、校外実習と実務実習との切り分けはどのようになっているのでしょうか。

○諏訪課長 私の説明の中では省いてしまいましたけれども、例えば、5ページをお開きいただきまして、このポンチ絵が実務実習の標準的な流れです。現在、私どもの通知の中で、基本的にはこういう流れでやってくださいということで、例えば、最初の実務実習をやるに当たりまして、左側の養成施設では、④にありますように、実施の計画をしっかりと立て、また、その評価方法を作成して、その上で、生徒さんをサロンに送り出して、サロンからまたそれぞれの生徒さんごとの実習の記録を作成いただいて、そういったものに基づいて評価をしてくださいという流れをお示ししているところです。その上で、上の文章が書いてある中で、四つ目のポツのところに書いてございますけれども、例えば、今ほど申し上げたような様々な実務実習をやる上での留意事項、こうした基本的な流れに準じた形で、選択科目においても校外実習を行うことも可能ということです。すなわち、特に中身が質的に違うというものではございませんが、必修科目の中でこうした外でやっていただくものを実務実習と呼んでおり、選択科目の中でさらに少しアドバンスのコースみたいなものを技術面で設定した場合に、その中の一部サロンで学ぶものについて校外実習と呼んでいるということです。基本的にはそこで用いる規則的なところについては必修科目に準じてくださいということで、今でもお示ししているものでございます。

○落合座長代理 分かりましたというか、そうすると、内容としては、実務実習と校外学習は割と連続的なものになっているようにも思いました。一方で、前回、2月の専門委員会の際には、養成施設の判断で上限を超えて必要な実習時間を増やせる仕組みの議論もあったと思うのですが、校外学習の点も含めてなのかどうか分かりませんが、そういう形

で議論するご予定と理解してよいものなのでしょうか。

○諏訪課長 私どもも、一昨年のワーキングで御議論させていただきましたときは、必修科目の実務実習の在り方だけにフォーカスした議論になっていたかと思っております。その上で、元々の御提案自体はまさに2年目につきましては全て実務実習でという御提言をいただいていたところかと思えます。ただ、先ほどの資料で4ページをまたお開きいただければ、カリキュラム全体を見渡してまいりますと、2,000時間の使い方といたしまして、900時間の中での実務実習のみならず、選択科目という形で全体の3分の1程度は各養成施設で比較的自由に科目を設定することができる時間帯になっております。こうした枠組みを活用していただくことによって、外での学びの機会を増やす、その狙いを達成することができるのではないかということで、今回のような提案を第4回の専門委員会でさせていただいているところです。

○落合座長代理 分かりました。

一旦、私のほうは以上です。

どうもありがとうございます。

○中川座長 それでは、安藤委員、お願いします。

○安藤委員 安藤です。よろしくお願いします。

私から、二つの質問と1点のコメントがございます。

まず、4ページで、5分の1を超えない範囲で校外実習の実施が可能という話が一番下に書いてありますが、これが現場でどのように運用されているのかについてです。5分の1を超えないということは、5分の1でやっているところもあるだろうし、全くやっていないところもあると思うのですが、どのような校外実習の行われ方をすると効果的なのか、例えば、生徒さんの満足度であったり、その後の働き出してから活躍の度合いであったり、効果測定のようなことが行われているのかということをお質問したいと思いました。

3ページで選択科目600時間ということを書いていただいて、4ページにもありますね。各養成施設において色々とアイデアを出して取り組むことができるのだと思うのですが、こちらについても、どのような使われ方をしているのか、また、その公開をされているのかということをお教えいただきたいと思いました。どのような取組が効果的なのかという情報公開があれば、ほかの養成施設のいいところをまねする、競い合うことで、改善されることもあるでしょうし、また、どこの学校、どこの施設で学ぼうかという点で、生徒さんが選択する際の助けになるのではないかと感じての質問です。

9ページで、実務実習の受入先により生徒の習得内容に隔たりが生じないような環境整備とありますが、質が高いものと非常に低いものといった隔たりは問題だと思うのですが、人による向き・不向き、どういうタイプの理容師・美容師になりたいのかといった違いがあると思うので、隔たりというか、内容に多様性があってもいいと思うのです。ここでの隔たりが生じないようにということが多様性を認めないというものだと困る気もするので、

このあたりをどのようにお考えか、教えていただきたいと思いました。

以上です。

○中川座長 厚生労働省様、お願いします。

○諏訪課長 最初に、校外実習の実施状況でございます。今まで、こちらの点について網羅的に私どものほうでお伺いした機会はありません。ただ、例えば、実務実習で学んだことについては、かなりリアルに実際の現場を意識して今後の学習をする機会を得られたというお答えをいただいたアンケート調査を、関係団体でやっていただいたものの中で拝見したことはあるという状況でございます。

また、600時間の実際の使い方でございますが、私どもで実際に科目の例ということでお示ししております。実際には、例えば、必修科目の中で基礎技術は学んでいただくことになっているわけですが、さらにそうしたところを発展させまして、現場で最新のデザインとしてこういったところが流行しているということがあれば、そういったことを学ぶ機会であるとか、エステなど、周辺のサービスを学ぶ機会として御設定いただくことも可能であると、私どもとして、お示ししているところです。基本的に、私どものほうでいくつか拝見させていただいた例といたしましては、まず、必修で学んだところのプラスアルファ、アドバンスで学ぶ、そうした高度なものを学ぶ機会としての総合技術という形で、今の9ページにも入れさせていただいておりますが、こういったところを主にやっているところが多いと承知しているところです。これらにつきましては、特に厚生労働省でまとめて公表しているというものではございませんので、各養成施設においてそれぞれのカリキュラムとして公表していただいているという現状です。

また、9ページの質、習得内容に隔たりが生じないようにということでございます。確かに、委員の御指摘のとおり、各生徒さんのそれぞれのキャラクターをしっかりと踏まえながら目指すべき到達点に向けて教育が行われるようにということは大変重要であろうと考えておりますが、一方で、国家資格を取るに当たりまして、必ず理容師になるに当たって必要となる技術につきましては、皆さんにできるだけ共通して必要な技術をしっかりと学んでいただく必要がございます。どこかのサロンに行ったときにはなかなかそうした技術を学ぶ機会が得られないということになっては、その生徒さんに対する教育効果というところで期待できないところもございますので、そうしたことがないように、その技術を学ぶ機会がしっかりと皆さんに提供されるようにということで、このような指摘を入れさせていただいているところです。

○安藤委員 ありがとうございます。よく分かりました。

私も、厚生労働省で、1月まで労働基準法の見直しの研究会に参加させていただいたり、労働政策審議会に参加させていただいたりしてはいますけれども、労働基準法の見直し検討のときにかなり時間をかけてしっかりと議論したことが情報公開というお話でした。どの会社は時間外労働がどのぐらい長いのか、この会社はハードワークだけれどもしっかりとお金がもらえる・経験を身に付けることができるといったことをまずはしっかりと情報公

開して、選択する際、また、転職を考える際、就職や転職の際の情報提供をしっかりとしようと、こんな話をしたわけです。今回、養成施設でしっかりと学んでいただくという話でしたが、どの養成施設に行くとどんなことが学べるのか、AとBではどういう一長一短があるのか、自分に向けた施設はどのようなものかということ把握するためにも、ある程度、600時間という選択科目の使われ方や校外での実習の行われ方は多様性があっていいことだと思っています。しっかりと選べるように情報が公開されている、選択に必要な情報が出ているということが重要だと思いますので、今後とも取組を続けていただきたいと思いますと感じました。

○中川座長 それでは、大槻議員、お願いします。

○大槻議員 御説明をありがとうございました。

今の安藤委員の点にも大分絡むところなのですが、実務実習について、中身の担保という論点です。まず、延べでいうとこれだけ時間が増えるということは、受入サロンを増やしていかなければならないということかと思うのです。別の資料を見ていたところ、大分選択をしていくということなのでしょうけれども、どういう形で質の高いところを選んでいかれるのかということをもう一度確認させていただければと思います。

これは、賃金を払うのですよね。実務実習中は、賃金は払わないのでしょうか。

○諏訪課長 厚生労働省でございます。

基本的には、私どもとしては、そうした雇用関係の下で行われることは想定してございません。

○大槻議員 了解です。ありがとうございます。

そうだとすると、サロンとしては、人手不足の折で、色々と働いていただきたいという思いも強くなってしまう可能性があるということで、例えば、行っている途中での不満とか、学習に必ずしも資するものでないようなことをやらされていた場合の途中のチェックの方法とかは設けられるのでしょうか。通報制度的なものというところでございます。

質の担保のところ、2点、教えてください。

○諏訪課長 私どもとしては、まずは、それぞれの各地域で御協力いただけるサロンさんとのコミュニケーションを、今後、各養成施設の方でやっていただきたいということでございます。今ほどの御指摘にございましたように、雇用するわけではありませんので、教育の機会としてその生徒さんに現場での対応を学ぶ機会をプラスアルファで御提供いただくということですので、かなり手間のかかることかと思えます。その点についてもしっかりと御理解していただいた上で、どのような学習機会を提供できるのかということについて、しっかりと学校との間での相互理解をしていただけるように、まずはコミュニケーションをしっかりとしていただきたいということです。それに当たって、先ほど申し上げましたように、もう少し厚生労働省でガイドライン的なものをお示しし、どのようなところをしっかりと押さえるべきなのかということ項目としてお示ししていく形になろうかと考えております。

その上で、実際に実務実習等で学ぶ機会がある中で、所期の目的と離れるような対応がなされた場合については、速やかに学校に生徒から申し伝えて学校の方でサロンとしっかりと再調整をしていく・是正をしていただくということが必要な取組になろうかと思えます。そうしたトラブル的なことがあった場合の対応も含めて、仮にこの時間数を増やしていくことになりましたら、生徒さんの不利益にならないように、どのような対応を学校とサロンの間ですべきなのかということについて、もう少し基本的な考え方をしっかりとお示ししていくことが重要であろうと考えております。

○大槻議員 ありがとうございます。

基本的には実務に即した柔軟性のある養成制度は非常にいい方向だと思っておりますので、この制度によってむしろ実務に対してのイメージが悪化してしまっていて希望する方が少なくなるようなことがないように、しっかりといいところが生かせるような制度を作っていただければと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○水野参事官 座長、もしよろしければ、こちらに参加いただいております日本ビューティー創生本部様に御発言いただいてもよろしいでしょうか。

○中川座長 お願いします。

○設楽代表理事 今日、ありがとうございます。

今、委員の先生方に色々お話しいただいていることをお聞きしている中で、私どもとしては、先ほど安藤委員におっしゃっていただいたように、選ばれる学校づくりをしていかないと、学校自体が非常に厳しい環境下にあります。ほとんど生徒が集まらない状況の中で、現状のままですとさらに淘汰されるのではないかという危機感を持っております。ある意味、多様性であったり、本当に先ほどおっしゃっていただいたように、選ばれる独自性であったり、さらに強調していかないといけないのかなという印象を持っております。

また、実務実習900時間、選択科目600時間、合わせて1,500時間なのですが、先ほど諏訪課長におっしゃっていただいたように、5分の1というものに対しての法的制度と言いますか、根拠と言いますか、ないというお話で、理解はしているのですが、極論を申し上げますと、法定で学ばなければならない学科、関係法規、衛生管理、保健とかは学校で学んで、残りの時間は学校の裁量権に任せてもいいのではないかと、そのことによって多様性や独自性が生まれてくるのではないかという感じはしております。

学校としましても、うちは京都の学校で、女性専用の美容の学校、シェービングの学校をやっておりますけれども、授業の選択科目にも、最近ですと、インナービューティー、お寺巡り、フェムテックとか、色々なものを導入して、資格を取った後にどう生かせるか、

技術だけではなくて、そういったところも組み込んで、色々なものを持たせて、選択科目の中に入れて、それこそ多様性の時代に対応できる美容師を作っていこうという動きも取らせていただいております。

そういった背景から、今まででしたら高校生や学生というイメージがありましたけれども、うちの場合ですと、最近、共働きのママさん、シングルマザーの方、先々週も、生まれたての赤ちゃんを抱っこされて、御夫婦で来られて、その場で願書に申込みを書いていく、産休・育休中に学びたい・手に職を付けたいというママさんが増えてきている。そういった方々にも対応できる理・美容学校の構築を図っていきたいという思いでおります。

もちろん、法的な根拠の中で制限時間はあるのですけれども、地域の特色、色々な産業も地域で生まれてくるわけですので、今回の選択科目の600時間を第一歩とすれば、本当に学校に裁量権を持たせていただけるということが、本当に地域に根づいた理・美容学校、また、理・美容師が輩出されて、そこでまた新たな雇用が生まれてくるのではないかという感じはいたしております。許認可の学校ですので、もちろん法に沿って運営していかなければなりませんけれども、独自性・多様性というところには是非もう少し方向性を変化させていただけたらうれしいかなという感じはしております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

落合委員。

○落合座長代理 すみません。最後にコメントがあります。

今、ビューティー創生本部様からコメントがございましたが、今回議論していただいている内容は、これまでに比べて大幅に前進した部分がある一方で、まだ改善できるところも色々あるのではないかという印象を持っております。その際に、今後、また検討をさらに行って見直しをしていくとか、他方で、実際に運用していくに当たっては、ただ時間を増やすというだけではなくて、質問させていただきました実効性があるような実習を適切にできるとか、大槻議員の言われていたような実効性というか、まともな環境と言うか、こういった研修を受けられるようにするといった観点も重要になってくるかと思えます。そのあたりも含めて、今後、さらに見直しをしていっていただきたいと思えます。また来年度以降も見直しをされる点があれば、是非教えていただきたいと思えました。

○中川座長 ありがとうございます。

落合委員にまとめていただきましたけれども、私どもとしましても、今回厚生労働省様から御提案いただいた選択科目での校外実習の自由度を上げるという提案と実務実習を増やしていくという方向性につきましては、これまでのこのワーキングでの議論を踏まえていただいた御提案になっているかと思っております。まずは第一歩としてこういったものをできるだけ早く実現していただくことに注力していただきたいと思えます。

先生方から御指摘がありましたように、例えば、学校の裁量性をもう少し拡大できない

か、情報公開を進められないか、学生の声を吸い上げるような仕組みをつくることができないか、まだ補完すべき論点はあるように思いますので、そういったものにつきましても併せて御検討いただきますようお願いしたいと思います。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませでしたら、これをもちまして「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」に関する特区ワーキングヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、ありがとうございました。